



別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成 23 年 第 2 号
受付日	平成 23 年 7 月 4 日
送付日	平成 23 年 7 月 8 日
答弁受理日	平成 23 年 7 月 22 日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	小川 政人
所管部局	塚田 博 上下水道事業管理者

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

問1 本年の6月定例会で「河川の計算で行けば、川から溢れる、溢れないというのは出ます。」と答えていますが、十四川は東海豪雨当日樋門を開けていれば溢れないということが河川計画（河川の計算）で判明していたのに、なぜ井上前市長と上下水道局は、市民や裁判所にうその説明をしたのかお尋ねします。

問2 井上前市長と上下水道局の嘘の説明の結果裁判所は「東海豪雨当日樋門を開いていても十四川は溢れる」と間違えた判断をし、ポンプ場復旧費用の損害賠償請求を棄却した。国権の最高機関である裁判所は、本来誤審はあってはならない。裁判所の誤審を正すことも国民の務めだと思っております。お答えください。

間違えた証拠書類（乙17号証）の十四川縦断面図はネック箇所（北勢実業高校付近）で、多くの水が溢れて川からこぼれ落ちる（約10 m³/秒）が、そのこぼれ落ちた水をこぼれないと計算して、最高水位になる午後5時ごろ溢水するものと予測されるとしているが、当然こぼれおちた水量を差し引けば、午後5時ごろも溢れない。このことは日本上下水

道設計株式会社（乙 17 号証の作成者）の技術者も、私の追及で認め本市の都市整備部河川排水課や、上下水道局の施設課（乙 17 号証の作成依頼者）も認めていながら、正しい縦断面図に作り直さないのはなぜかお尋ねします。

製作者が間違えたなら料金は掛からないはずだが、それとも裁判所を騙す為にうその縦断面図を作成依頼したのかお尋ねします。

問 3 間違えた証拠書類（乙 17 号証）の十四川縦断面図の結果裁判所は、午後 2 時 20 分に樋門を開けなかったのは善管注意義務違反だが、樋門を開けても十四川は溢水すると間違えた判断をした。間違えた裁判所の判断でも、午後 2 時 20 分に樋門を開けなかった善管注意義務違反の為に富田地区の十四川が溢れたことによる 10 cm 以上の浸水被害がなくなる事が証明されている。というのは、裁判所も正しいと認め、国土交通省も推奨する日本上下水道設計株式会社の作成した当時最新の浸水シミュレーション（証拠書類乙 16 号証、乙 17 号証）によると、終日樋門を開けなかった時（善管注意義務違反のあった時）と、午後 2 時 20 分に樋門を開けた時（善管注意義務違反のなかった時）の浸水シミュレーションを比較すると、善管注意義務違反のなかった時は、富田地区では、十四川が溢れたことによる 10 cm 以上の浸水被害（床下浸水、床上浸水）がなくなっている。このことは私が主張している。十四川が溢水して、住民が浸水被害（床下浸水、床上浸水）を受けたのは、樋門管理の善管注意義務違反による人災であることが証明されている。なぜその事実を認め富田地区十四川が溢れたことによる 10 cm 以上の浸水被害（床下浸水、床上浸水）を受けた人々謝罪しないのかお尋ねします。、裁判所も正しいと認め、国土交通省も推奨する日本上下水道設計株式会社の作成した当時最新の浸水シミュレーションがメッシュが荒くて細かく地形の変化をとらえていないので正確な浸水状況がわからないというのは言い訳に過ぎないと思いますがお答え下さい。

樋門管理の善管注意義務違反により床下浸水、床上浸水の区域が、2 倍以上広がったのだから、樋門管理者（四日市市、及び四日市生活環境公社）が住民の被害状況を調査するのが当然のことだと思いましたが、なぜ調査されないのかおたずねください。

住民の被害状況を調査しないのは不作為の作為だと思いましたがお答え

ください。